

保険薬局会ニュース

令和4年1月21日
広島県薬剤師会保険薬局会

新型コロナウイルス感染症自宅療養者の処方箋の取扱について

2022年1月以降の感染拡大により、県内の総療養者数は1万人を超えるうち約9割の方が自宅療養・自宅待機という状況にあります。従前より地域の薬局により医薬品の提供が行われてきたところではありますが、今般の状況に鑑みて感染拡大を防ぎつつ、適切な医薬品提供体制を確保するため、保険薬局におかれましては、CoV自宅の処方箋を受け取られた場合、適切に対応していただきますようお願いいたします。

自宅療養者は治療薬を受け取るために薬局に来ることはできません。処方箋は原則医療機関からFAXで送られて来ます。新型コロナウイルス感染症の性格上、処方された薬はできるだけ速やかに服用する必要があります。午前中に受け取った処方箋はできるだけ午後の早い時間には届くよう、午後に受け取った処方箋は必ずその日のうちに届くよう、薬局から配達、配送をお願い致します。場合により、翌朝で間に合う場合もあります。電話あるいはオンラインによる服薬指導を行ってください。薬を患家のドアノブに掛けて離れた場所から電話を掛け、取り込んでいただく事を確認するなど、患者と直接の接触を避けて受け渡しをしてください。この業務は薬剤交付支援事業に該当します。また、要件を満たせば在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2を算定できます。

医療機関で陽性が確定し、帰りに車で来局される場合があります。車の中で待っていただき、電話あるいはオンラインでの服薬指導を行い、車の窓は閉めたまま薬をサイドミラーに掛けるなど、患者との接触を避けて投薬をするようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の自宅・宿泊療養を行っている患者に対しての調剤について

自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋を受け付けた保険薬局の薬剤師が、保険医の求めにより、緊急に薬剤を配送し、当該患者に対して必要な薬学的管理指導を実施した場合、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定ができます。

具体的には、処方箋の備考欄に「CoV自宅」又は「CoV宿泊」と記載されているもので、処方箋を発行した医師の指示により、患者に緊急に薬剤を配送した上で、患者の家族等に対して電話や情報通信機器を用いた服薬指導を実施した場合に、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(200点)を算定できます。(レセプト記載 緊コB)

本会として、次の要件を満たしている必要があると考えております。

1. 処方箋の備考欄に「CoV自宅」又は「CoV宿泊」と記載されている。
2. 医師から緊急の指示(処方箋上でなくても良い。依頼文書や聞き取った内容の薬歴への記載。)
3. 緊急に配送する(本感染症の治療の必要性から速やかな配送が必要)

●参考<新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)>

問16 自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋を受け付けた保険薬局の薬剤師が、保険医の求めにより、緊急に薬剤を配送し、当該患者に対して必要な薬学的管理指導を実施した場合、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について、どのように考えればよいか。

(答)保険薬局において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋(備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されているものに限る。)に基づき、調剤を実施する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1(500点)を算定できる。

また、上記の患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに、当該患者に対して、緊急に電話や情報通信機器(以下「電話等」という。)を用いた服薬指導を実施した場合又は当該患者の家族等に対して、緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(200点)を算定できる。

なお、この場合、薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算定できない。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者の処方箋の請求について

新型コロナウイルス感染症自宅療養者への治療薬が必要になった場合は、備考欄に「CoV自宅」と記載された処方箋は基本的に患者宅近隣の薬局へFAXで送られる事となっています。

新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養の医療費について、自己負担部分は全額公費負担の対象となっているため、

1. 自宅療養の対象となっている者で
2. その期間中(保健所から就労制限等となってから解除となるまでの期間)に
3. 新型コロナウイルス感染症に係る医療を受けた場合
4. 保険加入者であれば

医療費は、審査支払機関(国保、社保等)に請求します。

公費負担番号:28340602(広島県の場合)

公費負担医療の受給番号:9999996(全国一律)

で、公費併用で請求します。

※上記1~4以外の医療費(持病等)については、通常の医療費と同様に自己負担分は、患者に請求することとなります。

※ラグブリオカプセル200mg(成分名:モルヌピラビル)のレセプト請求にあたって、評価療養の該当としては、薬剤料を除く調剤報酬を請求することになり、「処方」欄に「薬評」と記載した上で、当該医薬品の名称を記載することとなります。